

障害福祉サービス事業所等における運営時の留意事項について

5 報酬算定について

各サービスにおける給付費の算定においては、利用定員、利用者の障害支援区分、人員配置体制、サービス提供実績等を基に、その他各種算定要件を満たした上で、誤りのないように行うこと。特に、年度の切替え時、定員の変更時等は、変更後の内容に基づく算定となっているか、必ず確認すること。

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
初期加算	1	初期加算について、サービス提供開始日から起算して30回分の報酬を算定している。	<p>初期加算は、サービス提供開始日から起算して30回分の報酬を算定できるものではなく、サービス提供開始日から起算して30日の間にサービスを提供した回数分の算定が可能なものであるため注意すること。</p> <p>(例)：令和6年3月1日に利用を開始した場合には、令和6年3月31日までが算定対象期間になるため、当該期間中に5回サービスを提供した場合は、初期加算を<u>5回</u>算定できる。</p>	通所系サービス
欠席時対応加算	2	欠席時対応加算について、対応したことが分かる記録を作成していない。	<p>欠席時対応加算の算定に当たっては、欠席した利用者に対し、次回の利用を促す支援を行った際に、「欠席の連絡を受けた日」、「欠席日」、「連絡者」、「利用者の状況」、「次回の利用を促す相談援助の内容等」の記録を作成すること。</p> <p>なお、欠席の連絡の受付のみで加算を算定できるものではないため、必ず上記内容について記録を残すこと。</p> <p>また、1回の電話で2日分の欠席の連絡があった場合は、<u>1回しか算定できない</u>ため注意すること（ただし、1日ごとに相談支援を行った上で当該記録を作成した場合には2日目の分も算定できる）。</p>	通所系サービス、児童発達支援、放課後等デイサービス

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
送迎加算	3	送迎加算の算定要件である「1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用」、「週3回以上の送迎を実施」のいずれかしか満たしていない場合に、送迎加算(Ⅱ)を算定すべきところ、送迎加算(Ⅰ)を算定している。	送迎加算(Ⅰ)の算定に当たっては、当該月において、次の①及び②のいずれも満たすこと。 また、送迎加算(Ⅱ)の算定に当たっては、当該月において、次の①又は②のいずれかを満たすこと。 ① 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用 ② 週3回以上の送迎を実施	通所系サービス
福祉専門職員配置等加算	4	福祉専門職員配置等加算について、届出時から人員配置体制が変わり、要件を満たさなくなったものの、引き続き算定されている。	福祉専門職員配置等加算は、対象としている従業者の配置、資格保持状況及び勤続年数により区分が異なるものであるため、現在算定している区分の要件を満たしているかを定期的に確認すること。 なお、同一法人内の複数事業所で勤務し、その合計勤務時間数が常勤になる従業者がいる場合の扱いについては、以下を参照すること。 【参考通知】 ・ 「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL.3)」(H21.4.30 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)問1-1	訪問系サービス、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、相談系サービスを除く

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
居宅介護サービス費等	5	2人の居宅介護従業者による場合の居宅介護サービス費について、要件を満たさずに算定している。	2人の居宅介護従業者による場合の算定に当たっては、2人の従業者により居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、以下のいずれかに該当する場合に算定すること。 ① 身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合	訪問系サービス
特定事業所加算	6	各種算定要件を満たしていない。	特定事業所加算は、一定割合以上の有資格者の配置、従業者に対する健康診断の実施、研修計画の作成と実施など、算定に必要な項目（以下「算定要件」という。）が多く設定されており、それらの実施状況により区分が異なるものである。よって、算定している区分に対応した算定要件を満たしているかを随時確認し、算定要件を欠くことがないように注意すること。 特に、有資格者の配置状況については、事業所において定期的に自己点検を行うこと。	訪問系サービス
リハビリテーション加算	7	リハビリテーション加算について、リハビリテーション実施計画の進捗状況に係る評価を3月ごとに実施していない。	リハビリテーション加算の算定に当たっては、リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、おおむね2週間以内及びおおむね3月ごとに医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者がアセスメントとそれに基づく評価を行うこと。 なお、上記以外についても、それぞれの算定要件を満たしているか確認すること。	生活介護、自立訓練（機能訓練）

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
福祉型短期入所サービス費	8	福祉型短期入所サービス費について、日中ほかのサービスを利用している日において、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）を算定すべきところ、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）を算定している。	<p>福祉型短期入所サービス費の算定に当たっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>【福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）】 日中に短期入所サービスの提供を行う場合</p> <p>【福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）】 日中に短期入所サービスの提供を行わない場合</p> <p>なお、サービスの提供に該当するかは、昼食の提供をもって判断されるものであることに留意すること。</p> <p>【参考通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 2)」(平成 21 年 4 月 1 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課) 問 12-1 	短期入所
短期利用加算	9	短期利用加算について、1年間に通算して 30 日を超える日数が算定されている。	短期利用加算の算定に当たっては、利用開始日から起算して 30 日以内の期間について算定可能であるが、1年間で算定できるのは合計で 30 日が限度となるため注意すること。	短期入所

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	10	共同生活援助において夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している場合、配置基準上必要な勤務時間に、夜勤の時間を含めて計算している。	<p>夜間支援等体制加算（Ⅰ）は、配置基準上の配置とは別に夜間支援従事者を配置した場合に算定ができるものであるため、算定する場合には、必ず、配置基準上の配置と加算算定上の夜間支援従事者の配置を分けること（夜間支援に従事している時間については配置基準上の勤務時間として計上することはできない。）。</p> <p>算定する際の単位は、前年度の平均利用者数（＝夜間支援対象利用者）と算定対象となる利用者の障害区分の組み合わせで算定すること。</p> <p>また、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付けること。</p> <p>なお、夜間支援従事者の配置が夜勤ではなく宿直となる場合には（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）での算定となるため、勤務形態に応じて算定すること。</p>	共同生活援助
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	11	夜間支援等体制加算（Ⅲ）について、緊急時の連絡先や連絡方法について運営規程に定めていない。	夜間支援等体制加算（Ⅲ）の算定に当たっては、常時の連絡体制として定めている緊急時の連絡先や連絡方法について運営規程に定めるとともに、共同生活住居内の見やすい場所に掲示すること。	共同生活援助

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
日中支援加算	12	<p>日中支援加算について、日中活動サービス（生活介護、就労継続支援B型等）を利用している利用者が、利用予定日に利用できない日において、事業所で支援した際に算定する場合、日中支援加算（Ⅱ）を算定すべきところ、日中支援加算（Ⅰ）を算定している。</p>	<p>日中支援加算について、日中活動サービスを利用している利用者が、利用予定日に利用できず、共同生活住居で過ごした際に事業所が支援を行った場合は、日中支援加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）が対象となるものであるため注意すること。</p> <p>なお、日中支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定に当たっては、それぞれ以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>【日中支援加算（Ⅰ）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中に支援を行った場合に算定すること。 ② 日中に行う支援の内容について、共同生活援助計画に位置付けること。 ③ 基準となる生活支援員又は世話人の員数（夜勤を除く。）に加えて、日中に支援を行う従事者を配置すること。 ④ 土日祝日は算定しないこと。 <p>【日中支援加算（Ⅱ）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>日中活動サービスの利用者が、利用予定日に利用できない日に事業所で介護等の支援を行い、その日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定すること。</u> ② 日中に行う支援の内容について、共同生活援助計画に位置付けること。 ③ 基準となる生活支援員又は世話人の員数（夜勤を除く。）に加えて、日中に支援を行う従事者を配置すること。 	共同生活援助

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
通勤者生活支援加算	13	通勤者生活支援加算について、事業所単位ではなく、共同生活住居単位で要件を満たしているものとして算定している。	<p>通勤者生活支援加算の算定に当たっては、共同生活住居単位ではなく、事業所単位で100分の50以上の利用者が通常の事業所に雇用されている場合に算定すること。</p> <p>なお、「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くこと。</p> <p>また、当該加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。</p>	共同生活援助
管理栄養士等未配置減算	14	管理栄養士又は栄養士が配置されていない、又は常勤ではない場合に適用される管理栄養士等未配置減算が適用されていない。	<p>施設入所支援において、以下のいずれかの場合は減算が適用されるため注意すること。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士が配置されていない。</p> <p>② 管理栄養士又は栄養士が配置されているが、常勤ではない。</p>	施設入所支援
入院・外泊時加算	15	入院・外泊時加算について、9日を超える入院の場合に、1週間に1回以上行う日常生活上の支援の内容を記録していない。	<p>入院・外泊時加算の算定に当たっては、9日を超える入院の場合、指定障害支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものである。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行うとともに、その支援の内容を記録すること。</p>	施設入所支援

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
入所時特別支援加算	16	入所時特別支援加算について、併設型の短期入所の利用者が、日を空けることなく引き続き指定障害者支援施設に入所した場合、入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定できるものであるが、適切に算定していない。	<p>入所時特別支援加算の算定に当たっては、利用者が過去3月間、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定すること。</p> <p>また、当該障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものである。</p>	施設入所支援
口腔衛生管理体制加算	17	口腔衛生管理体制加算について、「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成していない。	<p>口腔衛生管理体制加算の算定に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成すること。</p> <p>なお、当該計画については、以下の事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 ② 当該施設における目標 ③ 具体的方策 ④ 留意事項 ⑤ 当該施設と歯科医療機関との連携状況 ⑥ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） ⑦ その他必要と思われる事項 	施設入所支援

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
事業所内 相談支援 加算	18	事業所内相談支援加算について、障害児とその家族等に相談援助を行った際に、必要な事項を記録していない。	事業所内相談支援加算の算定に当たっては、障害児とその家族等に相談援助を行った場合、「相談支援を行った日時」、「時間数」、「対応者名」、「相談援助を行った相手」、「相談内容の要点等」を記録する必要があるため、記録の不足がないよう注意すること。	児童通所系サービス
児童指導員等加配加算 専門的支援加算	19	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について、配置基準上必要とされる員数に加えて配置されている勤務時間数が、常勤換算で1以上とならない。	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定に当たっては、配置基準上の配置を満たした上で、常勤換算1以上の勤務時間数を加配すること。 なお、定員10人の事業所の場合、障害児の数が11人の日において、当該日の3人目の従業者は加配の時間に含めることはできないため注意すること。	児童通所系サービス

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別																																																												
サービス利用支援費／継続サービス利用支援費	20	<p>継続サービス利用支援（モニタリングの実施）の後にサービス利用支援（支給決定の変更や更新に伴う計画の作成）を行った場合に、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費を重複して算定している。</p> <p>【誤った請求の例①】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> <th colspan="2">請求月・請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング</td> <td>9/20</td> <td rowspan="2">9月</td> <td>継続サービス利用支援費</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td>9/30</td> <td>サービス利用支援費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【誤った請求の例②】 ※月をまたいだ場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> <th colspan="2">請求月・請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング</td> <td>9/30</td> <td>9月</td> <td>継続サービス利用支援費</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td>10/10</td> <td>10月</td> <td>サービス利用支援費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②とも支給決定期間の最終月を9月とした場合を想定している。</p>	内容	日付	請求月・請求内容		モニタリング	9/20	9月	継続サービス利用支援費	計画作成	9/30	サービス利用支援費	内容	日付	請求月・請求内容		モニタリング	9/30	9月	継続サービス利用支援費	計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費	<p>支給決定期間最終月に実施したモニタリングの後にサービス等利用計画を作成するという一連の流れを行った場合は、サービス利用支援費のみを算定すること。</p> <p>※ サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を重複して算定することはできない。</p> <p>※ 月をまたいだ場合も同様。</p> <p>【正しい請求の例①】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> <th colspan="2">請求月・請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング</td> <td>9/20</td> <td rowspan="2">9月</td> <td rowspan="2">サービス利用支援費</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td>9/30</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正しい請求の例②】 ※月をまたいだ場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> <th colspan="2">請求月・請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング</td> <td>9/30</td> <td>9月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td>10/10</td> <td>10月</td> <td>サービス利用支援費</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、サービス利用支援を行ったあと、同一の月に、あらかじめ予定されているモニタリングを実施した場合は、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を重複して算定することができる。</p> <p>【正しい請求の例③】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> <th colspan="2">請求月・請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング</td> <td>9/30</td> <td>9月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td>10/10</td> <td rowspan="2">10月</td> <td>サービス利用支援費</td> </tr> <tr> <td>初月のモニタリング</td> <td>10/20</td> <td>継続サービス利用支援費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 別紙「サービス等利用計画の作成及び給付費の請求について」を確認の上、給付費の適切な請求を行うこと。</p>	内容	日付	請求月・請求内容		モニタリング	9/20	9月	サービス利用支援費	計画作成	9/30	内容	日付	請求月・請求内容		モニタリング	9/30	9月	—	計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費	内容	日付	請求月・請求内容		モニタリング	9/30	9月	—	計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費	初月のモニタリング	10/20	継続サービス利用支援費	相談系サービス
内容	日付	請求月・請求内容																																																														
モニタリング	9/20	9月	継続サービス利用支援費																																																													
計画作成	9/30		サービス利用支援費																																																													
内容	日付	請求月・請求内容																																																														
モニタリング	9/30	9月	継続サービス利用支援費																																																													
計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費																																																													
内容	日付	請求月・請求内容																																																														
モニタリング	9/20	9月	サービス利用支援費																																																													
計画作成	9/30																																																															
内容	日付	請求月・請求内容																																																														
モニタリング	9/30	9月	—																																																													
計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費																																																													
内容	日付	請求月・請求内容																																																														
モニタリング	9/30	9月	—																																																													
計画作成	10/10	10月	サービス利用支援費																																																													
初月のモニタリング	10/20		継続サービス利用支援費																																																													

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
サービス担当者会議実施加算	21	サービス担当者会議実施加算について、サービス利用支援の実施時（支給決定の変更や更新に伴う計画の作成）に算定している。	<p>サービス提供時モニタリング加算の算定に当たっては、以下の全ての算定要件を満たすこと。</p> <p>① 継続サービス利用支援の実施時であること。</p> <p>② 利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>③ サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催すること。</p> <p>④ ③のサービス担当者会議の記録を作成すること。</p> <p>※ ③の会議を実施した結果をふまえサービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないことに注意すること。</p>	相談系サービス
	22	サービス担当者会議実施加算について、会議の記録を作成していない。		
サービス提供時モニタリング加算	23	サービス提供時モニタリング加算について、利用者が利用する障害福祉サービス事業所を訪問していない。	<p>サービス提供時モニタリング加算の算定に当たっては、以下の算定要件をいずれも満たすこと。</p> <p>① 利用者が利用するサービスの提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、サービスの提供状況を詳細に把握すること。</p> <p>② サービスの提供状況、利用者の状況等を記録すること。</p>	相談系サービス
	24	サービス提供時モニタリング加算について、利用者が利用する障害福祉サービス事業所ではなく、利用者の居宅を訪問した場合に算定している。		
	25	サービス提供時モニタリング加算について、サービス提供現場の確認結果を記録していない。		